

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 6 月 6 日 (金) 第623号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知 (2件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 老人福祉法に基づく有料老人ホームの設置者に対する改善命令 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 3
- 令和7年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 3
- 証紙販売人の指定の解除 (会計課取扱い) 4
- 軽油引取税の特約業者の指定の取消し (鹿児島地域振興局取扱い) 4

公 告

- 落札者等の公告 (県立大島病院取扱い) 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 参議院鹿児島県選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数 (選挙管理委員会取扱い) 4

正 誤

- 鹿児島県公報第620号 (令和7年5月27日付け) の一部訂正 (森づくり推進課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第414号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和7年6月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
阿久根市脇本字焼崎12068番1, 字八郷12163番5 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第415号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 6 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町求名字梶原107番 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第416号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 6 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
薩摩川内市祁答院町黒木字崩平2052番 2, 2053番11
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第417号

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第15項の規定により、有料老人ホームの設置者に対し次のとおり改善に必要な措置をとるべきことを命じた。

令和 7 年 6 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 有料老人ホームの設置者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社夕焼けこやけ
南さつま市加世田東本町 6 番地17
- 2 有料老人ホームの名称及び所在地
 - (1) 有料老人ホーム 石蔭の里 花瀬
南さつま市金峰町花瀬1611番地
 - (2) 有料老人ホーム 石蔭の里 東本町
南さつま市加世田東本町 6 番地17
 - (3) 有料老人ホーム 石蔭の里 唐仁原
南さつま市加世田唐仁原5323番地 1
- 3 命令の内容
令和 6 年11月14日に実施した有料老人ホーム「石蔭の里 花瀬」、「石蔭の里 東本町」及び「石蔭の里 唐仁原」の立入検査で確認した改善が必要な事項について、入居者の心身

の健康の保持及び生活の安定に必要な措置を講ずること。

また、令和7年6月30日（月）までに必要な措置を講じた内容を記載した改善報告書を提出すること。

4 命令を行う理由

株式会社夕焼けこやけには、過去10年間で14回の老人福祉法に基づく立入検査を実施するなど、継続して改善指導を行ってきたが、令和6年11月14日の立入検査においても、避難訓練の未実施、虐待の防止のための指針を含む各種指針等の未整備、事故発生時の不適切な対応、運営懇談会の未開催など、鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づいた運営が行われていない事項が多数確認された。

このことは、老人福祉法第29条第15項に規定する「入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるとき」に該当する。

5 命令年月日

令和7年5月30日

鹿児島県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和7年6月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内郡山線	薩摩川内市平佐町字梅ヶ橋1931番1地先から同市宮崎町字小牟田1931番1地先まで	令和7年6月6日

鹿児島県告示第419号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和7年度第2・3・4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和7年6月6日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

自衛官候補生

2 募集期間

令和7年6月9日から同年7月10日まで

3 試験期日

(1) 筆記試験（WEB試験）

令和7年7月14日から同月19日まで

(2) 口述試験及び身体検査

令和7年7月19日

4 応募資格

(1) 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者

(2) 32歳の者は、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者

5 試験場

試験場の名称	試験場の位置
陸上自衛隊国分駐屯地	霧島市国分福島二丁目4番14号
鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地	奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49

(予備：陸上自衛隊川内駐屯地)

薩摩川内市冷水町字上床539番地 2

6 その他

詳細については、自衛隊鹿児島地方協力本部募集課（電話番号099-253-8920）に問い合わせること。

鹿児島県告示第420号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第8条第1項の規定により、次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

令和 7 年 6 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	住 所	販売所の所在地	解除年月日
医療法人親貴会 理事長 海江田正史	いちき串木野市東塩田 町35番地	いちき串木野市昭和通 133番地 1 いちき串木野市役所内	令和 7 年 5 月 31 日

鹿児島地域振興局告示第 4 号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）第88条第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和 7 年 6 月 6 日

鹿児島地域振興局長 南靖子

特 約 業 者 の 名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
荒木商事株式会社	荒木 貞行	薩摩川内市隈之城町280番地 3	令和 7 年 3 月 31 日

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 7 年 6 月 6 日

県立大島病院長 石神純也

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
航空運送サービス（奄美ドクターヘリ運航業務委託） 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 3 月 28 日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
鹿児島国際航空株式会社
鹿児島市山下町9番5号
- 随意契約に係る契約金額
328,240,000円
- 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第13号

参議院鹿児島県選出議員選挙において、候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第1項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

なお、令和4年5月31日鹿児島県選挙管理委員会告示第27号（参議院鹿児島県選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数）は、廃止する。

令和7年6月6日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

基幹放送事業者	放送設備	政見放送の回数
株式会社鹿児島讀賣テレビ	テレビジョン放送	1回
株式会社鹿児島放送	テレビジョン放送	1回
株式会社南日本放送	テレビジョン放送	1回
鹿児島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送	1回

正 誤

令和7年5月27日付け鹿児島県公報第620号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	上から9行目	限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	限度